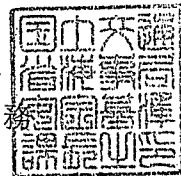




国海安第33号
平成21年6月15日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
秋田



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、
よろしくお取り計らい願います。



船舶検査心得の一部改正について

平成21年6月
海事局安全基準課

1. 改正概要

船舶設備規程第311条の22の3号では、A2水域又はA1水域のみを航行する船舶が、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるMF無線電話を有しない場合には、追加でMF直接印刷電信等を搭載することを要求している。

このMF直接印刷電信は、DSCによる遭難警報に引き続く通信手段であり、海上保安庁がGMDSSに対応した通信手段として取り扱っているが、SOLAS条約上、必須の強制設備ではなく、また、平成4年2月1日のGMDSS制度導入当初から現在までの間、遭難安全通信に使用されたことは一度もなく、諸外国においてもMF直接印刷電信を遭難安全通信のために取り扱っている国はごく少数しかない状況にあること等から、我が国海上保安庁でも平成21年7月1日よりMF直接印刷電信の取り扱いを廃止することとなった。

今般の海上保安庁の措置により、現時点で我が国のA2水域内においてMF直接印刷電信を聴取する地上局はなくなることから、A2水域又はA1水域のみを航行する船舶のMF直接印刷電信は、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものと認められない旨を明記する船舶検査心得の一部改正を行う。

2. 施行日

平成21年7月1日

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

		改 正 案	現 行	備 考
		3-1 船舶設備備考規程	3-1 船舶設備規程	
		第8編 無線電信等	第8編 無線電信等	
		(無線電信等の施設)	(無線電信等の施設)	
311-22.0		<p>(a) 略</p> <p>(b) 第1項第2号備考一ロ及び同項第三号備考二ハの「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、航行区域が平水区域から最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されていらない旅客船のうち、設備規程146-35.0(a)の長距離カーフェリー以外のものとする。</p> <p>(c) 第1項第3号備考一の、MF直接印刷電信は、2009年7月1日に海上保安庁がMF直接印刷電信の海岸局を廃止したことにより、「常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの」に該当しないものとして、取り扱う。</p> <p>(d) 第1項第3号備考二ロの「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、当該船舶が備える一般通信用無線電信等により常に陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる水域内及び沿海区域を航行する船舶とする。(以下略)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p>	<p>(a) 略</p> <p>(b) 第二項第二号備考一ロ及び同項第三号備考二ハの「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、航行区域が平水区域から最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されていらない旅客船のうち、設備規程146-35.0(a)の長距離カーフェリー以外のものとする。</p> <p>(c) 第1項第3号備考二ロの「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、当該船舶が備える一般通信用無線電信等により常に陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる水域内及び沿海区域を航行する船舶とする。(以下略)</p> <p>(d) 第1項第3号の表の備考2号に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p>	

<p>(f) 第1項第5号の「管海官庁が適当と認める」に当たつては、電気通信事業法第9条第1項の規定による許可を受けた第一種電気通信事業者が電気通信事業の用に供する無線電話(自動車電話、携帯電話等)を適当なものと取り扱って差し支えない。</p>	<p>(e) 第5号の「管海官庁が適当と認める」に当たつては、電気通信事業法第9条第1項の規定による許可を受けた第一種電気通信事業者が電気通信事業の用に供する無線電話(自動車電話、携帯電話等)を適当なものと取り扱って差し支えない。</p>
<p>心得附則（平成21年6月15日） (施行期日) 本改正後の心得は、平成21年7月1日より適用する。</p>	